

（その他）

【論点12】職員の休暇に伴う人員配置の取扱いについて

現状・課題

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、基準人員として配置が求められる児童指導員又は保育士が休暇等を取得する場合であっても、サービス提供時間帯に必要な職員配置を確保する必要がある、人材確保が困難な状況の中、職員が休暇を取得しにくいとの指摘がある。
- 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「障害児支援分野における人材確保に関する調査研究」によると、保育士・児童指導員の充足状況について、「人員配置基準を上回っているが、退職や欠勤等が生じると人員配置基準を下回る」と回答した法人等の割合は24.8%であった。
- また、同調査研究では、有給休暇等の休暇の取得促進に取り組む事業所は、職員の継続意欲が高いことが示されたほか、各種休暇が取得でき、仕事と子育てを両立できる環境であるかどうかは、職員の定着・離職に大きな影響を与えられ、とされた。
- 障害福祉サービスの通所系サービスでは、基準職員（常勤）が休暇等を取得したとしても一定要件の下で常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる取扱いとなっている。他方、児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、基準職員として配置が求められる児童指導員又は保育士が休暇を取得する場合でもサービス提供時間帯に必要な配置を確保する必要がある。
- これらを踏まえ、支援の質の確保に留意しつつ、職員の休暇の取得や人材の定着を促進する観点から、一時的に配置基準を満たさなくなる場合の人員基準上の取扱いについて検討する必要がある。

(その他)

【論点12】職員の休暇に伴う人員配置の取扱いについて

論点

- 支援の質の確保に留意しつつ、職員が法定休暇(労働関係法令において使用者が労働者に対して付与することを義務付けられた休暇制度)を取得することにより保育士又は児童指導員の配置基準を満たさなくなる場合の人員配置基準上の取扱いについてどのように考えるか。
- その際、職員の休暇取得や人材定着の促進と、支援の質の確保との両立についてどのように考えるか。

検討の方向性

- 支援の質の確保に留意しつつ、職員が法定休暇を取得することにより保育士又は児童指導員の配置基準を満たさなくなる場合については、管理者又は児童発達支援管理責任者による直接支援への関与の下、必要な直接支援体制が確保されていることを前提に、人員基準上の取扱いを見直すことを検討してはどうか。